

終活支援における静岡市と北九州市の取組みについて

1 北九州市と静岡市の高齢化の状況

	北九州市	静岡市
総人口（人）	908,181	670,258
高齢者人口（人）	287,101	209,435
高齢化率（％）	31.6	31.2
単身の高齢世帯数 （高齢者のいる世帯内の比率％）	65,358 (35.6)	35,920 (26.7)

※令和7年3月31現在。単身の高齢世帯数については、令和2年国勢調査による。

2 静岡市の取組み

(1) エンディングノートの作成・配布 ※令和5年度開始

○概要

自分の思いを整理したり、その思いを家族や大切な方、医療・介護・福祉の専門職等と共有したりするツールの一つとして作成し、各区役所等で配布するもの。

○配布状況(R7年度)

6,500部

(2) 終活支援優良事業者認証事業 ※令和5年度開始

○概要

認証を受けようとする事業者が市に申請後、市の審査を経て認証されることにより、市民が終活事業者を安心して利用できるようにするもの。

○対象事業者

次のア及びイのいずれにも該当する事業者で、認証基準を満たす事業者

ア 終活の支援を目的として行う、生前事務サービス及び死後事務サービスを行う事業者で、申請日まで引き続き1年以上そのサービス提供を行い、12か月分の決算が確定していること

イ 市内に本店、支店又は営業所等を有する法人であること

○認証基準

ア 組織運営：事業運営の健全性や継続性等に係る項目

イ 契約の締結・履行：契約時の丁寧な説明や利用者の判断能力が不十分になったときの取扱い等に係る項目

ウ サービスの管理：適正なサービス提供や質の確保のための管理等に係る項目

○認証事業者数

2社（令和7年度現在）

(3) 終活情報登録・伝達事業 ※令和7年4月開始

○概要

終活関連情報をあらかじめ市に登録し、高齢者が意思表示できなくなったときや死亡したときに、医療機関、警察、消防及び福祉事務所等からの照会に基づき情報を開示することにより、本人の意思を的確に伝達し、希望に沿った終末期の医療や円滑な死後事務等の実現につなげるもの。

○対象者

市内に住所を有する65歳以上の方

○登録できる情報

緊急連絡先や遺言書の保管場所、墓の所在地など16項目

○登録方法

受付窓口(各区役所、清水福祉事務所蒲原出張所)への申請書の提出

○情報の開示先・開示時期

ア 開示先

医療機関、警察署、消防署、福祉事務所、本人が指定した方

イ 開示時期

登録対象者の生命・身体・財産の保護のために必要があるとき
及び登録対象者の死後

○登録・開示料金 無料

○実績 ※R7.9.19現在

	令和7年度
相談件数	111
登録件数	11
情報開示件数	0

(4) エンディングプラン・サポート事業 ※令和7年度中に開始予定

○概要

本人と静岡市、事業者の三者で死後事務委任契約を締結し、本人の死後、事業者は契約通りの履行を行い、市は契約通り履行が行われているかどうかの確認を行うもの。

○事業内容

- ア 本人と静岡市、事業者（葬儀、家財処分等）の三者で死後事務委任契約を締結
- イ 本人の死後、市が契約内容の履行を確認
- ウ 本人の希望と費用負担に応じて、一定期間、市が墓の管理を実施

3 北九州市の取組み

北九州市社会福祉協議会において、次の終活支援事業を実施するとともに、北九州市においても、エンディングノートの配布などを実施。

(1) 既存事業

① 終活相談（月4回実施） ※令和2年度開始

○概要

葬儀や供養、相続や遺言、死後事務委任契約など、終活に関する様々な相談に相談員や専門家が対応

② エンディングノート「私のこれからノート」の作成・配布 ※令和4年度開始

○概要

早い時期からの終活を進めるためのツールとして作成し、配布を通じた終活の普及を図るとともに、終活相談等で作成の仕方などの支援を行うもの。

○配布状況(R7年度)

20,900 部

(2) 令和7年度からの新規事業

令和7年11月5日に、常設の終活相談窓口「北九州市終活あんしんセンター」を開設

【場 所】 ウェルとばた3階

【実施主体】 北九州市社会福祉協議会 ※北九州市は補助金を交付

【実施内容】

① 常設相談窓口の開設《拡充》

現行	新
月4回（13～16時）	月～金曜日（10～16時） ※祝祭日、年末年始除く

② 終活の周知・啓発の強化《拡充》

現行	新
エンディングノートの作成・配布	エンディングノートの作成・配布に加え、地域への出前講演などを実施

※③～⑤については、順次開始予定

③ 終活事業者の紹介《新規》

国のガイドライン遵守等を条件に事業者を登録し、利用者の希望に応じて登録された事業者を紹介

④ 死後事務支援（葬儀・納骨、家財処分、相続、各種届出等）の実施《新規》

利用者の不安や希望を聞き取り、最適なプランを提案して支援を実施

⑤ 身寄りのない方や資力のない方への支援《新規》

- ・低額な月額保険料による死後事務支援
- ・終活から権利擁護、見守りまでの一体的支援を実施

参考) 終活相談実施状況

<令和6年度相談者数> 89人

<令和6年度相談内容別件数>

内容	葬儀	納骨・墓	死後事務委任	遺言書作成	入院時支援	不動産売却	家財処分	成年後見制度	財産管理	家族・親族関係	その他	計
件数	14	28	36	31	3	10	5	10	4	26	28	195